

別表

| 種目 | 品目 | 対象者 | 性能 | 補助基準額 | 耐用年数等 |
|------------|--------|--|---|----------|-------|
| 介護・訓練用支援用具 | 特殊寝台 | 下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は難病患者で寝たきりの状態にあるもの | 腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの | 154,000円 | 8年 |
| | 特殊マット | 下肢若しくは体幹機能障害1級の常時介護を有する身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）及び重度若しくは最重度と判定された知的障害者（児）であって、原則として3歳以上のもの又は難病患者で寝たきりの状態にあるもの | 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの | 62,800円 | 5年 |
| | 特殊尿器 | 下肢若しくは体幹機能障害1級の常時介護を有する身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの又は難病患者で自力で排尿できないもの | 尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）若しくは難病患者又は介護者が容易に使用できるもの | 67,000円 | 5年 |
| | 入浴担架 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の入浴に当たって家族等他人の介助を要する身体障害者（児）であって、原則として3歳以上のもの | 身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | 82,400円 | 5年 |
| | 体位変換器 | 下肢若しくは体幹機能障害2級以上の下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの又は難病患者で寝たきりの状態にあるもの | 介助者が身体障害者（児）又は難病患者の体位を変換させるに当たって容易に使用できるもの | 15,000円 | 5年 |
| | 移動用リフト | 下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）であって、原則として3歳以上のもの又は難病患者で下肢若しくは体幹に障害のあるもの | 介護者が身体障害者（児）又は難病患者を移動させるに当たって容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 | 159,000円 | 4年 |
| | 訓練いす | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原 | 原則として付属のテーブルを付けるものとする。 | 33,100円 | 5年 |

| | | | | | |
|----------|-----------|---|--|---|----|
| | | 則として3歳以上のもの | | | |
| | 訓練用ベッド | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上のもの又は難病患者で下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの | 159,200円 | 8年 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 下肢若しくは体幹機能障害者(児)で入浴に介助を必要とするものであって、原則として3歳以上のもの又は難病患者で入浴に介助を要するもの | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)若しくは難病患者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 90,000円 | 8年 |
| | 便器 | 下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの又は難病患者で常時介護を要するもの | 身体障害者(児)又は難病患者が容易に使用できるもの(手すりをつけることができるもの)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 便器 4,450円 手すり付便器 5,400円 | 8年 |
| | T字状・棒状のつえ | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、移動等において介助を必要とする身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの | 障害者(児)が容易に使用できるもの | 4,460円 | 3年 |
| | 移動・移乗支援用具 | 平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの又は難病患者で下肢が不自由なもの | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 身体障害者(児)又は難病患者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定(安全性)性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具 | 60,000円 | 8年 |
| | 頭部保護帽 | 平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障害者(児)又は重度若しくは最重度と判定された知的障害者(児)若しくは精神障害者で | ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の衝撃から頭部を保護できる機能を有するもの | スポンジ及び革を主材料 15,200円 プラスチックを主材料 36,750円 | 3年 |

| | | | | |
|-----------------|--|--|----------|-----|
| | あつて、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの | | | |
| 特殊便器 | 上肢障害２級以上の身体障害者（児）及び重度若しくは最重度と判定された知的障害者（児）で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なものであつて、原則として学齢児以上のもの又は難病患者で上肢機能に障害のある者 | 足踏みペダルにて温水温風を出し得るもので、身体障害者（児）、知的障害者（児）又は難病患者を介護している者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 151,200円 | 8年 |
| 火災警報機 | 障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度と判定された知的障害者（児）若しくは精神障害者であつて、それぞれ火災発生の感知及び避難が困難なもの（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの | 15,500円 | 8年 |
| 自動消火器 | 障害等級２級以上の身体障害者（児）、重度若しくは最重度と判定された知的障害者（児）若しくは精神障害者又は難病患者であつて、それぞれ火災発生の感知及び避難が困難なもの（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの | 28,700円 | 8年 |
| 電磁調理器 | 視覚障害２級以上の視覚障害者又は重度若しくは最重度と判定された知的障害者で、原則として18歳以上のもの（当該者の世帯が視覚障害者（児）又は重度若しくは最重度と判定された知的障害者（児）のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） | 視覚（知的）障害者が容易に使用できるもの | 41,000円 | 6年 |
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障害２級以上の視覚障害者（児）であつて、原則として学齢児以上のもの | 視覚障害者（児）が容易に使用できるもの | 7,000円 | 10年 |

| | | | | | |
|-----------|--------------------------|---|--|----------|-----|
| | 聴覚障害者用屋内信号装置 | 聴覚障害２級以上の聴覚障害者（児）（当該者の世帯が聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯であり、かつ、日常生活上必要と認められる場合に限る。） | 音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの | 87,400円 | 10年 |
| | 暗所視支援眼鏡 | 夜盲の症状を呈する視覚障害者（児）又は網膜色素変性症等の難病患者で、原則として学齢児以上のもの | 高感度カメラで捉えた微光を増幅させる機能を有し、眼鏡のディスプレイに鮮明な画像として投射できるもので、視覚障害者（児）又は難病患者が容易に使用できるもの | 395,000円 | 8年 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | 腎臓機能障害３級以上の身体障害者（児）で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うものであって、原則として３歳以上のもの | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | 51,500円 | 5年 |
| | ネブライザー（吸入器） | 呼吸機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められるもの又は難病患者で呼吸器機能に障害のあるもの | 身体障害者（児）若しくは難病患者又は介護者が容易に使用できるもの | 36,000円 | 5年 |
| | 電気式痰吸引器 | 呼吸機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められるもの又は難病患者で呼吸器機能に障害のあるもの | 身体障害者（児）若しくは難病患者又は介護者が容易に使用できるもの | 56,400円 | 5年 |
| | 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | 難病患者で、人工呼吸器の装着が必要なもの | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用できるもの | 157,500円 | 5年 |
| | 酸素ポンプ運搬車 | 医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児） | 身体障害者（児）が容易に使用できるもの | 17,000円 | 10年 |
| | 音声式体温計 | 視覚障害２級以上の視覚障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの（当該者の世帯が視覚障害者（児）のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） | 視覚障害者（児）が容易に使用できるもの | 9,000円 | 5年 |
| | 音声式体重計 | 視覚障害２級以上の視覚障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの（当該者 | 視覚障害者（児）が容易に使用できるもの | 18,000円 | 5年 |

| | | | | | |
|-------------|--------------|---|--|----------|----|
| | | の世帯が視覚障害者（児）のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） | | | |
| 非常用電源 | 正弦波インバーター発電機 | 身体障害者（児）又は難病患者で、在宅での常時人工呼吸器使用者・在宅酸素療法者（酸素濃縮器使用者）・在宅で腹膜透析を実施している者 | 在宅で常時医療機器を使用している者又は介助者が使用・運搬可能な発電機で、出力波形が正弦波であり、医療機器本体の電源として用いるのではなく、外部バッテリー等の充電用として使用できるもの | 100,000円 | 5年 |
| | ポータブル電源（蓄電池） | | 在宅で常時医療機器を使用している者又は介助者が使用・運搬可能な蓄電池で、出力波形が正弦波であり、医療機器等を動かすための消費電力（出力）の仕様を満たし、なおかつ、使用機器の動作が確認できるもの | 100,000円 | 5年 |
| | 視覚障害者用はかり | 視覚障害2級以上の視覚障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの（当該者の世帯が視覚障害者（児）のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） | 視覚障害者（児）が容易に使用できるもの | 24,000円 | 5年 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）のうち発声・発語に著しい障害を有するものであって、原則として学齢児以上のもの | 携帯式で、言葉を音声若しくは文章に変換する機能又は拡声する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用できるもの | 98,800円 | 5年 |
| | 情報・通信支援用具 | 上肢障害2級以上の身体障害者（児）であって、通常の入力装置での入力及び操作が困難なもの | 対象となる障害児・者が容易に使用できるもので、障害により特に必要となるもの 特殊操作ソフトウェア、特殊キーボード等 | 100,000円 | 6年 |
| | 視覚障害者用読書支援機器 | 視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能となるもの | 画像拡大装置・音声出力装置により文字等をモニターに映し出し、又は音声に出力できるもの | 200,000円 | 6年 |
| | 自動ページめくり機 | 両上肢2級以上の身体障害者（児）で自力でページをめく | 自動で書籍のページがめくれる機種 | 300,000円 | 6年 |

| | | | | |
|------------------|---|---|--|----|
| | ることができないものであつて、使用できる環境にあるもの | | | |
| 点字ディスプレイ | 視覚障害2級以上又は視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級で、かつ、聴覚障害2級以上）を有する者であつて、必要と認められるもの | 文字等のコンピューターの画像情報が点字等により示すことのできるもの | 383,500円 | 6年 |
| 点字器 | 視覚障害者（児） | 視覚障害者（児）が容易に使用できるもの | 標準型（両面書） 真鍮板製 10,400円 プラスチック製 9,000円 | 7年 |
| | | | 携帯用（片面書） アルミニウム製 7,200円 プラスチック製 1,650円 | 5年 |
| 点字タイプライター | 視覚障害2級以上の視覚障害者（児）であつて、本人が就労若しくは就学中のもの又は就学が見込まれるもの | 視覚障害者（児）が容易に使用できるもの | 63,100円 | 5年 |
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー | 視覚障害2級以上の視覚障害者（児）であつて、原則として学齢児以上のもの | 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの | 85,000円 | 6年 |
| | | 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの | 48,000円 | |
| | | 録音及び再生のできる機能を有したもので、視覚障害者が容易に使用できるもの | 23,000円 | |
| 視覚障害者用活字文書読上げ装置 | 視覚障害2級以上の視覚障害者（児）であつて、原則として学齢児以上のもの | 文書情報と同一紙面上に記載された当該文書情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者 | 99,800円 | 6年 |

| | | | | |
|--------------|---|---|----------------------------|-----|
| | | (児)が容易に使用できるもの | | |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの | 画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの | 198,000円 | 8年 |
| 視覚障害者用時計 | 視覚障害2級以上の視覚障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの。 | 視覚障害者(児)が容易に使用できるもの | 触読式 10,300円 音声式 13,300円 | 10年 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 聴覚障害者(児)又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者(児)が容易に使用できるもの | 71,000円 | 5年 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ電話の画面に字幕並びに手話通訳の映像を合成したものを出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用できるもの | 88,900円 | 6年 |
| | | 字幕機能のみを有したものであって、聴覚障害者が容易に使用できるもの | 80,000円 | |
| 人工喉頭 | 音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害3級の喉頭摘出者等 | 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの | 笛式 8,100円 | 4年 |
| | | 顎下部等に当てた電動版を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの | 電動式 75,100円 | 5年 |
| 視覚障害者用ラジオ | 視覚障害2級以上の視覚障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの | 地上デジタル放送を受信できるラジオで視覚障害者(児)が容易に使用できるもの | 29,000円 | 6年 |
| 人工内耳用外部装置 | 人工内耳を装着している聴覚障害者(児)であって、購入する人工内耳用外部装置が医療保険の適用を受けないもの | 聴覚障害者(児)が容易に使用できるもの | 300,000円 | 5年 |
| 人工内耳用電池 | 聴覚障害者(児)であって、人工内耳を装着しているもの | 人工内耳用外部装置を作動させるための電池 | 電池 2,000円 | 1月 |
| | | | 充電電池 24,000円 | 1年 |

| | | | | | |
|----------|--------|---|---|--|----|
| 排泄管理支援用具 | ストーマ装具 | ぼうこう又は直腸機能障害者（児）であって、ストーマ造設者等 | <p>蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋</p> <p>蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの</p> <p>ストーマ用品 皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への密着等のために対象となる障害者等が容易に使用できるもの</p> <p>洗腸用具 洗腸排便法を行なう際に使用する用具</p> | <p>ストーマ装具（消化器系）（蓄便袋、ストーマ用品及び洗腸用具をいう。） 9,460円</p> <p>ストーマ装具（尿路系）（蓄尿袋及びストーマ用品をいう。） 12,430円</p> | 1月 |
| | 紙おむつ等 | <p>1 ストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者若しくは脳原性運動機能障害を有し、かつ、排便若しくは排尿の意思表示が困難な者</p> <p>2 難病患者であって、その障害状態が特別障害者手当の障害認定基準に該当し、かつ、日常生活において常時、紙おむつ等の使用が必要な者として医師の意見書があるもの</p> | 紙おむつ、浣腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品 | 12,000円 | 1月 |
| | 収尿器 | 下肢機能障害2級以上の身体障害者で高度の排尿機能障害があるもの | 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を着けるもの | <p>1 男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円</p> <p>2 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円</p> | 1年 |

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の四肢・下肢又は体幹機能障害者に準じて取り扱うものとする。

2 「聴覚障害者用屋内信号装置」にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

3 「これに準ずる世帯」には、日中は家族が不在で、障害者のみが在宅している世帯を含む。

- 4 情報・通信支援用具及び視覚障害者用読書支援機器については、パーソナルコンピューター本体及び通常附属しているもの（ディスプレイ、OSソフト及び点字以外のプリンター）を除くものとする。
- 5 脳原性運動機能障害とは、乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常をいう。
- 6 特別障害者手当とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別障害者手当をいう。